

令和7年度

菊池市竜門ダム周辺地域活性化基本方針策定業務委託

仕様書

令和7年7月

菊池市観光振興課

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、菊池市（以下「委託者」という。）が行う「菊池市竜門ダム周辺地域活性化基本方針策定業務委託」（以下「本業務」という。）について適用する。

（目 的）

第2条 竜門ダムは菊池川の支川迫間川上流に位置し、熊本県北部で唯一の水ガメとしての役割の他、台風や大雨が発生した場合に下流へ流す水の量を調節し、洪水を防ぐために平成14年に完成した県内でも有数の大きさを誇るダムである。菊池市の市街地から車で約15分の距離で、また周辺の地形が緩やかで利用しやすいこともあり、竜門ダムフェスタやワカサギ釣り大会、ダム見学などのイベントのほか、ダム建設で造られた斑蛇口湖はボート場として整備されており、ボートやカヌー競技の練習や試合などにも活用されている。

本業務は菊池市の重要な観光資源の一つである竜門ダム周辺地域のさらなる活用によって、龍門地域をはじめ菊池市全域の観光による活性化を目的として、地域住民や商工観光関連団体、施設管理者等が参加するワークショップの運営支援を行い、今後の施設整備の方向性をとりまとめた基本的な方針策定を支援することを目的とする。

（業務範囲および履行期間）

第3条 本業務の区域及び履行期間の下記のとおりとする。

- 1) 履行場所 菊池市龍門地内
- 2) 履行期間 (自) 契約日の翌日から
(至) 令和8年2月27日

（準拠する法令等）

第4条 本業務は、本仕様書によるほか下記の関係法規、資料等を遵守しなければならない。

- 1) 都市計画法及び同施行規則
- 2) 建築基準法及び同施行令
- 3) 個人情報保護法
- 4) 菊池市会計規則その他関係規定
- 5) その他関係法令等

（管理技術者及び照査技術者等）

第5条 受託者は本業務を実施するにあたり、同種業務（方針策定の支援）の実績を保有する技術者及び専門技術者を選任し、従事する作業人員の資格等を明記した技術者届を提出するものとする。また、技術者の資格要件は下記のとおりとする。

- 1) 管理技術者：技術士かつ同種または類似業務の実績を有する
- 2) 担当技術者（計画策定）：技術士かつ同種または類似業務の実績を有する
- 3) 担当技術者（ワークショップ支援）：ワークショップ運営の実績を有する
- 4) 運営支援の実績を有する

5) 照査技術者：技術士

なお、管理技術者は担当技術者を兼ねてはならない

(提出書類)

第6条 受託者は、本業務の着手及び完了にあたり、委託者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を速やかに提出しなければならない。

- 1) 着手届
- 2) 管理技術者及び照査技術者届（経歴書添付）
- 3) 業務工程表
- 4) 完了届
- 5) 成果品納入書

(作業方法)

第7条 受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、正確かつ誠実に業務の遂行に務め、委託者は受託者に対し、作業進捗状況及び各段階の成果等の中間報告を求めることができる。また、本業務の遂行中に作業内容の変更が生じた場合、委託者と受託者が協議を行い、適宜必要な措置をとるものとする。

(貸与資料)

第8条 受託者は本業務を遂行するにあたり、必要な資料を委託者に対し資料の借用を申し入れることができる。なお、借用資料については十分な保管管理を行って情報等の漏洩がないよう適切な措置を行うものとする。特に、個人情報に関するデータ等については、保管場所の特定と施錠を行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 受託者は業務遂行中に知り得た事項について、如何なる理由があっても他に漏らしたりしてはならない。特に個人情報保護法については十分な理解と遵守を行って、個人データや関連データの漏洩を防ぐ対策を十分に行うものと本業務遂行中に知り得た事項及び内容全般について委託者の許可なく第三者に漏らしたり、提供したりしてはならない。また、業務期間において知り得た秘密を、業務完了後も第三者に漏らしてはならない。

(誤謬の訂正)

第10条 本業務完了後成果品に誤謬が認められた場合は、委託者の指示に従い、受託者の責任において速やかに訂正措置しなければならない。

第2章 業務概要

(業務概要)

第11条 本業務の概要は、下記のとおりとする。

- (1) 共通業務
 - 1) 業務計画書作成
 - 2) 打合せ協議・議事録作成
- (2) 意見交換会開催支援（3回）

- 1) 意見交換会資料作成
- 2) 意見交換会出席、ファシリテーション
- 3) 意見交換会結果とりまとめ
 - ※30～40名でのディスカッションを想定したワークショップを想定
- (3) 竜門ダム周辺地域に関するニーズ調査
 - 1) 地域住民アンケート実施（調査票設計、WEBアンケート、集計）
- (4) 基本方針の策定支援
 - 1) 意見交換会・ニーズ調査を踏まえた施設整備に係る合意形成

（共通業務）

第12条 本業務の着手にあたり、業務計画書及び作業に必要な借用物のリストを作成する。打合せ協議は、初回（業務計画書提出時）・中間（1回）・成果品納品時に行う。また、適正な業務の遂行を図るため、監督員と常に密接な連絡をとり、その都度監督員の指示する様式にて打合せ記録簿を作成し、相互に確認する。

（意見交換会開催支援）

第13条 ワークショップ（3回）の効果的な運営が図れるよう事前協議及び内容構成の企画立案を行い、説明に必要な資料及び図面を作成するものとする。なお、参加者の最終選定及び参加者に対する事務手続きについては、委託者が行う。また、受託者はワークショップの進行を行い、結果の取りまとめを行う。

（竜門ダム周辺地域に関するニーズ調査）

第14条 竜門ダム周辺地域に地域住民の意見を反映させるためにアンケート調査（Web、紙面等）を実施し、さらにはワークショップの意見を踏まえ、竜門ダム周辺地域活性化の方向性について検証する。

（基本方針の策定支援）

第15条 意見交換会及びニーズ調査の結果を踏まえ、竜門ダム周辺地域活性化の方向性をとりまとめた報告書（パース図2面以上を含む）を作成する。

第3章 成果品

（成果品）

第16条 受託者は、履行期間内の業務完了後、直ちに下記の成果品を納入するものとする。

- 1) 報告書（イメージ図含む） 1式
- 2) その他関係資料 1式